

第2回「埼玉県国民保護協議会」の開催結果について

第2回「埼玉県国民保護協議会」が下記のとおり開催され、前回提起された意見や7月に実施した県民コメントの対応について審議されました。

それらの対応を踏まえた修正案を適当と認めるとの答申がなされました。

記

1 日時 平成17年9月5日(月) 午後1:30～

2 場所 埼玉県県民健康センター大会議室

3 会議概要

(1)「国民保護に関する埼玉県計画」(原案)の修正について

県民コメントの内訳と主な意見への対応

ア 意見の内訳

・県民の協力に関する意見	25件
・計画の構成・具体性に関する意見	22件
・有事法制に関する意見	21件
・避難に関する意見	9件
・武力攻撃災害への対処に関する意見	7件
・県計画の普及啓発に関する意見	7件
・情報伝達に関する意見	5件
・その他	6件

計102件

イ 主な意見への対応

(意見) 日ごろから住民の理解を得られるよう、普及啓発に努めるべきである。

(対応) 平素からパンフレットの配布などにより意識啓発を行うとともに、自主防災組織の育成などを通して住民の理解を深めていきます。

- (意見)東京都内で埼玉県民が被害にあうことが想定されるため、東京都と十分な協議を行う必要がある。
- (対応)現在、東京都と協議を進めており、今後、相互応援協定を締結して具体化していきます。
- (意見)国民保護措置の従事者の安全を保障することが必要である。
- (対応)安全が確認できた場合に限り、国民保護措置に従事していただくとともに、安全と認められない事態が発生した場合には、直ちに作業を中止し、安全な場所に避難していただきます。
- (意見)NBC攻撃災害への対処について、国による支援が得られない場合に備え、県は独自の対応を考えるべきである。
- (対応)県は、化学防護服などの装備品の整備に努めるとともに、NBCテロ対策訓練を警察や消防と共同して実施するなどして、NBC攻撃災害に対処する体制を整備していきます。
- (意見)有事法制は、戦争に国民を総動員することを可能にする体制づくりのためのものである。
- (対応)国民の協力は自発的意思によるものであり、協力を強要することはありません。

意見交換の主な内容

- (意見)国民保護措置従事者の安全の保障について、特に配慮していただきたい。
- (対応)安全が確認できた場合に限り、国民保護措置に従事していただきます。従事中に安全と認められない事態が発生した場合には、直ちに作業を中止し、安全な場所に避難していただきます。
- (意見)県及び市町村は、平素から国民保護措置の重要性について、徹底的に県民の意識啓発を図っていただきたい。
- (対応)県及び市町村は、パンフレットの配布、研修会の実施や、教育の場を通して意識啓発を行い、県民の理解を深めてまいります。

(意見)平成18年度に市町村が国民保護計画を策定することとなっているが、より具体的な計画とするために県が支援していく必要がある。

(対応)県では、今年度、人口密集地域や自衛隊基地等所在地など市町村特性を考慮した市町村国民保護モデル計画を策定するので、これらを参考にしながら、地理的・社会的特性を反映した計画となるよう指導、助言してまいります。

(2)「国民保護に関する埼玉県計画」への答申について

第1回協議会で委員からいただいた意見及び県民コメントの結果を踏まえて修正された計画案を、適当として答申することが議決されました。

4 今後の予定

今月中に国との協議を開始し、閣議決定を経て、今年度中に計画を完成させる。